

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年10月8日京都市条例第19号）（消防局総務部企画課）

次のとおり京都市下京消防署の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市下京区新町通七条下る東塩小路町590番地の15

変更後の位置 京都市下京区五条通高倉西入堺町27番地

この条例は、平成20年11月25日から施行することとしました。

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月8日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表京都市下京消防署の項中「京都市下京区新町通七条下る東塩小路町590番地の15」を「京都市下京区五条通高倉西入堺町27番地」に改める。

附 則

この条例は、平成20年11月25日から施行する。

(消防局総務部企画課)